



長野県報

12月11日(月)
平成18年
(2006年)
第1820号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（土地・景観課）	1
保安林予定森林（森林整備課）	2
公共測量の実施（土木政策課）	2
児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正（こども支援課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（NPO活動推進課）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（4件）（産業政策課）	3
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	5
宅地建物取引業法に基づく業務の停止（建築管理課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	5



長野県告示第574号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 起業者の名称

塩尻市

2 事業の種類

平出遺跡史跡公園整備第5期9区事業

3 起業地

(1) 収用の部分

塩尻市大字宗賀字平出地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

平出遺跡史跡公園整備第5期9区事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する平出遺跡は、昭和20年代に行われた発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定されている。

この平出遺跡の保存及び活用をするため、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、史跡指定の範囲内で遺構の存在が確実と見込まれる区域について、平成9年度から順次買収、発掘調査及び遺構を保存しながらの環境整備を行い、平成23年度末までには、史跡公園としての整備を完了させるべく事業を進めているところである。このうち、起業者が第5期として整備を行う場所は、平出遺跡における縄文時代の農村集落の全貌を解明させるために重要であることが確認されているが、史跡指定地内では、農業従事者の高齢化等による営農意欲の減退により荒廃する農地への緑化木の植栽等転用による遺構破壊のおそれが生じている。

そこで、本件事業が施行されれば、遺構の保護が図られ、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐことが可能となるほか、史跡公園として整備することにより、市民の歴史学習の場及び憩いの場として活用されることが期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行い史跡公園として整備するもので、自然環境や周辺住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の

要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平出遺跡は、(3)アのとおり遺構破壊のおそれが生じているため、本格的な発掘調査と保存が急務になっていることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第5期事業計画地は、平出遺跡における縄文時代の農村集落の全貌を解明させるための重要な場所であることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実と見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

土地・景観課

長野県告示第575号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村智里503の70

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第576号

松本市井川城中土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（基準点）

2 作業期間

平成18年11月27日から平成19年2月28日まで

3 作業地域

松本市井川城2丁目の一部の区域

土木政策課

長野県告示第577号

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年12月11日

長野県知事 村井 仁

第2の表の児童クラブ事業の項目「1,134,000円」を「1,131,000円」に、「1,686,000円」を「1,683,000円」に、「2,643,000円」を「2,640,000円」に、「3,600,000円」を「3,594,000円」に、「310,000円」を「309,000円」に、「2人以上の児童クラブ（）」を「1人以上の児童クラブ（）」に、「689,000円」を「687,000円」に、「3人」を「4人」に、「1,163,000円」を「1,161,000円」に、「1,614,000円」を「1,611,000円」に改める。

こども支援課